

# 鹿児島県被災建築物応急危険度判定要綱

## 第1 目的

この要綱は、被災建築物の危険度の判定について、その迅速な実施の決定及び適確な実施に関し必要な事項を定めることにより、余震による被災建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応判」という。）  
被災建築物の被害の状況を調査し、余震による二次災害発生の危険度の判定・表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）  
前項の応判業務に従事する者として「鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱」第3条に基づき知事の登録を受けた者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）  
前項の判定士である者のうちから別に定める者で、判定士の指導支援を行う者をいう。
- (4) 鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「応判協議会」という。）  
鹿児島県建築行政連絡協議会並びに県建築士会、県建築士事務所協会及び県建築協会で構成され、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会会則に基づき設立された機関をいう。
- (5) 土木対策部建築班  
県災害対策本部の土木対策部建築班（土木部建築課）をいう。

## 第3 震前対策

応判を円滑に実施するため、予め次の事項を講じておくものとする。

- (1) 避難施設一覧表等及び住宅地図の整備・保管  
各市町村は、施設名、建設年度等を記載した避難施設の一覧表及び位置図並びに市町村住宅地図を県建築課に提出し、県建築課はこれらを保管しておく。
- (2) 判定資材の備蓄  
県は、別表判定資材一覧表の県準備資材に掲げる資材を備蓄する。
- (3) 判定士の災害補償準備  
県は、応判活動中の判定士に係る事故に備え、事前に災害傷害保険に仮加入する。

## 第4 連絡網の整備

- 1 応判協議会は、判定作業の的確な実施を図るための判定士の連絡網を整備する。
- 2 連絡網の整備は、応判協議会を次の4つのチームに分け、それぞれのチームごとに行う。
  - (1) 行政チーム（鹿児島県建築行政連絡協議会の会員である県及び市町村の職員）
  - (2) 事務所協会チーム（県建築士事務所協会に加盟の事務所代表者及びその社員）
  - (3) 建築協会チーム（県建築協会に加盟の事務所代表者及びその社員）
  - (4) 建築士会チーム（上記(1)～(3)以外の者）

## 第5 県庁応判本部の設置

- 1 震度5以上の地震が発生したときは、土木対策部建築班は、応判協議会会員のうち別に定める者からなる県庁応判本部を県建築課内に設置する。
- 2 応判協議会会長は、県庁応判本部に待機する。
- 3 県庁応判本部に、行政チームを主体とする連絡調整班を設け、本部の業務を実施する。また、判定コーディネーターからなる応判実施計画作成班を設けその業務を実施する。
- 4 土木対策部建築班は、県庁応判本部を設置したときは、市町村災害対策本部にその旨を連絡する。

## 第6 避難施設調査班による避難施設の調査

県庁応判本部は、第3の(1)の避難施設の応判を実施するため、事務所協会チームの構造関係者で編成した避難施設調査班を被災地に出動させる。

## 第7 民間住宅調査班による建築物被害概況調査

県庁応判本部は、判定コーディネーターで編成した民間住宅調査班を被災地に出動させて建築物の被害概況調査を行わせ、民間住宅の応判が必要な程度の被害状況であるか否かを調査させる。

## 第8 震度5弱以下の地震が発生した場合の県庁応判本部の設置等

震度5弱以下の地震が発生した場合の県庁応判本部の設置等については、土木対策部建築班と応判協議会会長とが協議し、対応を決定する。

## 第9 応判実施の決定等

- 1 避難施設調査班及び民間住宅調査班は、調査結果を県庁応判本部に報告する。
- 2 県庁応判本部と土木対策部建築班は協議の上、応判実施が必要と想定される被害状況である場合は、この旨を土木対策部建築班から市町村長に進言する。
- 3 市町村長は進言をうけ応判実施が必要と判断したときは、土木対策部建築班に応判実施を要請し、土木対策部建築班は応判協議会に応判実施を依頼する。
- 4 市町村長は、2及び3にかかわらず応判実施が必要と判断したときは、土木対策部建築班に応判実施を要請することができる。

## 第10 市町村災害対策本部の役割

市町村災害対策本部は応判実施のため次に掲げる事項を行う。

- (1) 第13に定める現地応判本部との連絡調整
- (2) 応判実施のための拠点場所の確保
- (3) 危険区域等の応判実施保留区域、交通止め状況等の被災地状況に関する情報提供
- (4) 応判実施についての被災地住民への周知

## 第11 応判の実施計画作成

県庁応判本部は、応判を実施するに当たっては、次の内容からなる応判実施計画を作成する。また、作成した応判実施計画については、土木対策部建築班から市町村災害対策本部に連絡する。

- (1) 応判実施区域と区画割（住宅地図への記入作業を含む。）
- (2) 応判対象とする建築物の用途及び順位
  - ①学校、避難施設、②病院、就寝用途である社会福祉施設、③共同住宅（公共住宅は除く。）、④個人住宅、⑤商業施設である店舗、旅館、ホテル等
- (3) 判定士及び判定コーディネーターの編成と実施区域への振分け
- (4) 応判実施期間
- (5) その他応判実施のために必要な事項（参集場所、参集人員数、参集時刻）

## 第12 判定士の参集要請

- 1 県庁応判本部は、応判実施計画に添って、応判協議会の各チームの代表者に参集を要請する。
- 2 各チームの代表者は、第4による連絡網にしたがい応判参加について会員に連絡する。
- 3 各チームの代表者は応判参加者名を県庁応判本部に報告する。
- 4 参集した判定士等の代表者は、参集した判定士等の名簿を作成し現地応判本部に提出する。現地応判本部はこの名簿を県庁応判本部に提出する。土木対策部建築班はこの名簿により保険加入の本手続を行う。

## 第13 現地応判本部の設置及び役割

- 1 県庁応判本部は応判実施計画を作成後、応判実施計画作成班を要請市町村に派遣し、拠点場所に現地応判本部を設置する。
- 2 応判実施計画作成班は、現地応判本部において判定コーディネーターに応判実施計画の内容を説明する。
- 3 判定コーディネーターは、班編成を行い判定士を応判業務に出動させる。
- 4 応判業務終了後、判定士は、結果を現地応判本部に報告する。
- 5 現地応判本部は、応判の結果を市町村災害対策本部及び県庁応判本部に報告したときに解散する。

## 第14 判定結果の表示

判定士は、個々の建築物の応判終了後、応判結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見やすい箇所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。ただし、市町村長の要請によってはこの限りではない。

## 第15 判定資材等の携帯

- 1 判定士は、応判作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。
- 2 別表判定資材一覧表の判定士準備資材に掲げる資材については、判定士自らが持参し、県準備資材に掲げる資材については、現地応判本部にて、判定コーディネーターから配布を受ける。

## 第16 判定士の交通手段、食事について

応判実施の際の判定士の交通手段、食事については判定士自らが手配することとするが、必要な場合は各チームそれぞれで手配する。

## 第17 判定士でない者の判定業務等への補助的従事

判定士でない者が応判業務等に補助的に従事する場合は、必ず現地応判本部の指示に従い従事する。

## 第18 他の都道府県等に対する支援要請

県は地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会」（以下「全国応判協議会等」という。）と連携を図り、建設省及び他の都道府県の支援を要請する。

## 第19 他の都道府県等からの支援要請

- 1 他の都道府県等から、判定資材の提供、判定士の派遣等についての支援要請を受けたときは、速やかに県は、県庁応判本部を設置する。  
県庁応判本部には、県建築課職員と応判協議会会長が待機する。
- 2 県庁応判本部は、他の都道府県等から依頼された判定資材の調達、判定士の派遣について、調達可能な判定資材を準備し、派遣可能な判定士数を想定した上で、建築士会チーム、事務所協会チーム及び建築協会チームに、各チームが派遣可能な判定士数の取りまとめを依頼する。
- 3 判定資材の提供、判定士の派遣等については、全国応判協議会等と連携を図り、実施する。

第20 この要綱に定めのない事項については、土木対策部建築班と応判協議会会長とが協議して定める。

## 附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

## 判定資材一覧表（別表）

区分	判定資材	準備区分		備考
		県準備資材	判定士準備資材	
A	登録証	○		
	腕章	○		
	判定調査表	○		
	判定ステッカー	○		
	判定マニュアル	○		
	ヘルメット用シール	○		
	ヘルメット		○	
	判定実施用地図	○		
	筆記用具		○	
	下げ降り	○		
	クラックスケール	○		
	ガムテープ	○		
	雨具（ビニール合羽）※		○	
	防寒具（ジャンパー，ミニカイロ）※		○	
	水筒※		○	
マスク※		○		
B	バインダー（合紙）	○		
	コンボックス		○	
	軍手		○	
	携帯電話	○	○	
	ナップザック		○	
C	ハンマー（打診器）	○		
	双眼鏡		○	
	ペンライト		○	
	ホイッスル		○	
	ポケットカメラ		○	
	コンパス（方位磁石）		○	

注) 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。